

地裁判決 受け止めよ

13年の生活扶助基準引き

き下げに対し、全国29地裁で減額取り消しを求めて裁判がたたかわれ、12地裁で勝訴しています。

これは大臣が決めた生活保護基準が違法と断罪されたことを意味し、日本の社会保障の歴史では異例のことです。日本の政治のあり方が根本から問われているのです。最高裁の判断を待たず、政府はこの結果を受け入れるべきです。

軍事分野に23年度から5年間で43兆円のお金をかけ武器を爆買する一方、生活扶助増額はわずか60億円で「保護世帯を考慮している」とは到底いえません。日本は賃金が上がらない国と言われて久しいですし、そこに響かしている市民の生活にしっかりと目を向け、底上げを図る政策が求められます。

(おわり)

生活保護「扶助基準」改定

吉永 純さんに聞く①

花園大学教授
(公的扶助論)

生活保護は国民生活に関わる47制度に影響します。

小中学生約130万人が利用する就学援助の利用要件は、生活保護基準に連動しています。自治体によって基準にはばらつきはありますが、例えば、生活保護基準の1.3倍以下の所得の場合に要件を満たすなどです。国民健康保険や後期高齢者医療の自己負担額の減免もそうです。

国民生活の土台

生活保護基準は、国民生活の土台、岩盤です。だから簡単に下げてもうって困るのです。

ところが生活保護10%削減を公約に掲げた自民

党が2012年に政権復帰しました。翌年、安倍政権が生活扶助基準を平均6.5%、最大10%も引き下げ、生活保護利用者の98%が影響を受けました。

引き下げ理由は極めて恣意(しい)的でした。生活扶助基準の検討は、それまで消費支出を参考にしてきたのに、突如として物価を持ち出してきたのです。

当時は地デジ移行の影響でテレビが値下がりしました。パソコンもです。

厚生労働省は、これらを含む独自の手法(生活扶助CPI)を用いて物価が下がったから扶助基準を下げていいんだと主張したのです。

物価が上下しても消費

の中身を見ないといけません。お米が上がったら保護世帯は影響を受けるでしょう。しかし、テレビやパソコンが値下げしたからといって、簡単に買い替えるものでしょうか。

どんな物品を買っているかを見て、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」ができていないかを判断しないとイケないのです。

政治の根本問う

繰り返したくなりますが、生活保護基準は最後のセーフティネット、国の社会保障制度の根幹にかかわるごとなので、それを下げるといっものは

相当な話です。